

報告第 7 号

令和 6 年度決算に基づく湯梨浜町の健全化判断比率の報告について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく湯梨浜町の健全化判断比率を監査委員の意見を付けて別紙のとおり報告する。

令和 7 年 9 月 5 日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

令和 6 年度決算に基づく湯梨浜町の健全化判断比率について

(単位：％)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (14. 23)	— (19. 23)	6. 3 (25. 0)	0. 3 (350. 0)

※実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合は「—」と表記する。

※括弧内の数値は、早期健全化基準を示す。